

都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラム

目次

I.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムについて	2
II.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムの特徴	5
III.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の目標	10
IV.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の方略	13
V.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の評価	15
VI.	都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムの施設群	16
VII.	専攻医受入数	17
VIII.	地域医療・地域連携への対応	17
IX.	サブスペシャリティ領域との連続性について	18
X.	整形外科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件	20
XI.	研修プログラムを支える体制	20
XII.	専門研修実績記録システム、マニュアル等の整備	22
XIII.	研修プログラムの評価と改善	23
XIV.	専攻医の採用と修了	24

I. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムについて 本研修プログラムの理念と使命

都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー研修プログラムは、東京都が主催し都立病院・公社病院が一体となり提供する後期臨床研修システムである東京医師アカデミー、ならびに東京都で研修を行う自治医科大学卒業研修において、整形外科専門医を志望する専攻医を育成するプログラムです。本研修プログラムは、東京都の救急システムの中心を担う東京 ER を有する 3 つの総合病院と、がん・腫瘍ならびに小児の 2 つの専門病院とにおいて研修を行うことで、3,300 床を超えるスケールメリットと豊富な症例を生かした研修を行います。また、東京都外の地域医療ならびに東京都の僻地医療（自治医科大学卒業医）の研修を通じて、社会的需要にも対応できる総合診療能力を有する医師の育成を行います。これらの研修を通じて、医師としての臨床能力および運動器疾患全般に関する基本的・応用的・実践能力を涵養し、都民ひいては国民の運動器の健全な発育と健康維持に貢献するとともに、災害時等の非常事態にも対応しうる医師となることを理念とします。

整形外科学としてこの理念を達成するために、本研修プログラムは、以下の 5 点の修得を重要視しています。

1. 高度・専門領域の豊富な症例と優秀な指導医による指導を通じて専門医資格を取得すること。
2. ER 診療等において多様な症例を経験することで領域に偏らない総合診療能力を身につけること。
3. 国内外派遣による先端医療技術の修得や臨床研究などを行うことにより整形外科の専門性を追求し、整形外科の発展に寄与する姿勢を持つこと。
4. チーム医療の一員として自己研鑽し、患者や医療関係者とのコミュニケーション能力を磨くとともに、リーダーシップを身につけること。
5. 高い倫理観の元に、整形外科医師として安全・安心で心のこもった医療を患者に提供し、国民の運動器の健全な発育と健康維持に貢献すること。

本プログラムでの研修を修了した後には、運動器疾患に関する良質かつ安全で心のこもった医療が提供でき、将来の医療の発展に貢献できる整形外科専門医となることが期待されます。

整形外科の研修で経験すべき疾患・病態は、骨、軟骨、筋、靱帯、神経などの運動器官を形成するすべての組織の疾病・外傷・加齢変性です。また新生児から高齢者まで幅広い年齢層が対象となりその内容は多様です。この多様な疾患に対する専門技能を習得するために、本研修プログラムでは 1 か月の研修を 1 単位とする単位制をとります。全カリキュラムを脊椎、上肢・手、下肢、外傷、リウマチ、リハビリテーション、スポーツ、地域医療、小児、腫瘍の 10 の研修領域に分割し、基幹施設および連携施設をローテーションすることで、それぞれの領域で定められた単位数以上を修得し、3 年 9 か月間で 45 単位を修得するプロセスで研修を行います。整形外科後期研修プログラムにおいて必要とされる症例数は、年間新患数が 500 例、年間手術症例が 40 例と定められておりますが、基幹施設および連携施設全体において整形外科年間新患数 26,000 名以上、年間手術件数およそ 11,000 件（他プログラムとの重複を除く）の豊富な症例数を有する本研修プログラムでは必要症例数を上回る症例を経験することが可能です（表 1）。また東京都整形外科集談会への参加（年 2 回）および同会での研究発表（3 年目まで年 1 回）、外部の学会での発表（研修期間中 1 回以上）と論文執筆（研修期間中 1 編以上）を行うことによって、各専門領域における臨

床研究に深く関わりを持つことができます。

本研修プログラム修了後に、サブスペシャリティ領域の研修を開始する準備が整えられます。

なお、自治医科大学卒業医は義務年限の一部を本研修プログラムの整形外科専門研修に充てることができます。

表 1 各病院の年間新患数と手術数

	指導医数		年間新患数		手術数									
	総数	他プログラムとの重複を除いた数	総数	他プログラムとの重複を除いた数	脊椎	上肢・手	下肢	外傷	リウマチ	スポーツ	小児	腫瘍	計	
													総数	他プログラムとの重複を除いた数
都立多摩総合医療センター	5	2.44	4,500	2,193	60	164	261	487	103	76	10	15	1,176	573
都立広尾病院	5	1.79	4,596	1,646	61	268	177	288	0	20	74	13	901	323
都立墨東病院	5	1.96	4,324	1,698	78	47	156	685	134	10	35	10	1,155	454
都立駒込病院	7	1.41	1,836	369	168	35	95	49	9	0	0	354	710	143
都立小児総合医療センター	3	1.25	1,421	568	0	0	0	139	0	0	308	14	461	184
東京大学医学部附属病院	16	2	1,912	459	251	255	297	174	65	138	19	100	1,299	312
自治医科大学附属病院	6	0.33	2,712	170	106	53	59	103	29	44	20	20	434	27
西島病院(地域研修)	2	1	1,479	740	280	103	44	99	0	283	0	15	824	412
南大和病院	0	0	1,747	874	6	9	31	1	0	0	0	0	47	24
利島村国保診療所	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新島村国保本村診療所	0	0	576	576	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新島村国保式根島診療所	0	0	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神津島村国保直営診療所	0	0	288	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅村国保直営中央診療所	0	0	288	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御蔵島村国保直営御蔵島診療所	0	0	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青ヶ島村国保青ヶ島診療所	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小笠原村立小笠原村診療所	0	0	360	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小笠原村立小笠原村母島診療所	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村国保檜原診療所	0	0	360	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町国保奥多摩病院	0	0	336	336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	49	11.26	26,910	11,099	1,010	934	1,089	2,024	340	571	466	541	7,007	2,451

表 2 自治医科大学卒業医派遣先の診療実績

	外来 患者数 (初再診)	うち 整形外科	入院 患者数	うち 整形外科	手術件数 (創傷処 理等)
利島村国保診療所	360	144	0	0	24
新島村国保本村診療所	9,600	5,760	12	0	144
新島村国保式根島診療所	3,120	960	0	0	24
神津島村国保直営診療所	9,600	2,880	36	12	72
三宅村国保直営中央診療所	12,000	2,880	60	12	96
御蔵島村国保直営御蔵島診療所	2,016	360	0	0	72
青ヶ島村国保青ヶ島診療所	960	144	0	0	0
小笠原村立小笠原村診療所	12,000	3,600	60	6	192
小笠原村立小笠原村母島診療所	660	144	10	1	12
檜原村国保檜原診療所	12,000	3,600	0	0	24
奥多摩町国保奥多摩病院	11,520	3,360	6,000	1,440	120
総計	73,836	23,832	6,178	1,471	780

表 3 各病院の必修研修期間

	必修研修期間 (月)	自由選択(3か月)の 可否 [†]
都立多摩総合医療センター(整形外科)	12	○
都立広尾病院	9	○
都立墨東病院	9	○
都立駒込病院	3	○
都立小児総合医療センター	-	○
東京大学医学部附属病院	6 [†]	×
自治医科大学附属病院	6 [†]	×
西島病院 [‡]	3	○
南大和病院	-	○
島嶼・僻地 [‡]	6	×
[†] : 原則として、東京医師アカデミー生は東京大学、自治医科大学卒業医は自治医科大学。 [‡] : 東京医師アカデミー生は地域研修を西島病院で行い、3か月間の自由研修期間を持つ。自治医科大学卒業医は、義務による僻地派遣期間のうち6か月を地域研修とみなし、自由選択期間を持たない。		

II. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムの特徴

本研修プログラムでは、基幹施設および連携施設全体において脊椎外科、関節外科、スポーツ医学、手の外科、外傷、腫瘍、小児などの専門性の高い診療を早くから経験することで、整形外科専門医取得後のサブスペシャリティ領域の研修へとキャリアを形成していくことができます。

本研修プログラム修了後の進路としては、大きく分けて直接サブスペシャリティ領域の研修に進むコースや研修施設群の病院での就業等があります。研修プログラム修了後にサブスペシャリティ領域の研修に直接進む場合には、あらかじめ基幹施設および連携施設において各サブスペシャリティ領域の専門指導医のもとで専門領域の研修を行う必要があります。将来、病院の中核を担う医療にかかわるトップレベルの人材を育成するためにクリニカル・フェローの公募をしています。各病院で専門領域の指導医の構成は毎年臨床研修管理委員会の提供するプログラムで確認することができます。

1. 都立多摩総合医療センター整形外科

都立多摩総合医療センターは、平成 22 年 3 月に都立府中病院から全面移転いたしました。それと同時に、都立小児総合医療センターが一体（同じ建物）として開設され、両病院を合わせて、1,350 床という大規模な病院として新たに出発しました。

当院の重点医療は、救急医療、がん医療、周産期医療ですが、それらを支える総合診療をも強化しておりほぼ全ての診療を網羅しています。救急医療では、救命救急センター、東京 ER 多摩総合を有し 365 日 24 時間の救急医療を提供しています。特に、脳卒中、心筋梗塞、心不全などの取扱件数は都内有数の実績です。がん医療では、がん診療拠点病院として、緩和医療やがん相談支援にも積極的に取り組み、あらゆるがん症例で高い診療実績があります。周産期医療は、小児総合医療センターの NICU・GCU 部門と一体となり、総合周産期センターとして多摩地域の困難事例に対応しています。

総合的医療機能を持つ高度急性期病院として、地域医療機関と連携し、多摩地域約 400 万人の健康に貢献するように取り組んでいます。高度専門病院であるとともに、地域の包括支援ケアについても積極的に牽引をしていく方針です。当院の位置する地域には、都立神経病院、都立多摩がん検診センター、都立府中療育センターという施設が集積しており、隣接地には都立武蔵台特別支援学校や都立府中看護専門学校がありメディカルキャンパスを形成しています。

整形外科では多摩地区の広域地域拠点病院としての使命を担うため、リウマチ外科やリハビリテーション科と密接な人的交流を行っています。東京 ER や救命救急センターにおける救急外傷、骨折治療などの整形外科治療をはじめ、災害拠点病院としての DMAT 派遣など災害医療にも積極的にも関与しています。また、高齢社会の課題に応えるために関節外科、脊椎外科、骨粗鬆症治療などの変性、加齢性疾患に対する専門的な診療を行っています。人工股関節・人工膝関節、脊椎外科、スポーツ膝障害、手の外科、イリザロフ創外固定を用いた難治骨折や変形の治療などは整形外科指導医が行っています。一方、小児に関しては主に小児総合医療センターで対応していますが、骨系統疾患や難治性の骨折治療など専門性の高い治療やキャリアオーバーのケースに対しては相互に密な連携をとりつつ診療にあたっています。より高度な先進的医療が必要な場合には、各都立病院整形外科をはじめ、大学病院の整形外科教室やその関係病院との緊密な連携をとりながら対応しています（表 5）。

臨床研究・教育研修センター

- ① 臨床研究については、研究費の獲得を支援して一層充実した研究環境の整備に関わり学術活動を推進しています。
- ② 専門研修医の研修一般の調整を行う臨床研修支援室を配置しています。
- ③ 医療プロフェッショナルを育成するため、全職員を対象にした教育研修の企画に参画し施設水準の向上を図っています。

ホームページ: <http://www.byouin.metro.tokyo.jp/annai/>

表 4 都立多摩総合医療センターの週間予定表

	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容	診療科 業務例	研修 内容
	月		火		水		木		金		土		日	
7:00								ジャーナル クラブ						
8:00	抄読会 感染症合同 カンファ	抄読会 感染症合同 カンファ				骨折 レクチャー								
			病棟		病棟				病棟					
9:00														
10:00	手術	手術	外来	病棟 外来 補助	外来	手術	病棟	病棟 ER補助	手術	手術	病棟	病棟 ER補助	病棟	病棟 ER補助
11:00														
12:00														
13:00														
14:00	手術	手術		専門 外来	外来	ER 補助	専門 外来	専門 外来	手術	手術	病棟	病棟 ER 補助	病棟	病棟 ER補助
15:00			専門 外来											
16:00	整形回診 リハ合同 カンファ	病棟		病棟		病棟		off-JT	病棟	病棟				
17:00			病棟											
18:00	整形 カンファ	整形 カンファ			整形 カンファ	整形 カンファ		画像 カンファ						
19:00		off-JT		ER カンファ		CPC		ワンポイント セミナー						
20:00										ER 夜間 研修		ER 夜間 研修		ER 夜間 研修
21:00														
22:00														
23:00														
24:00														
		on-JT			コア・セ ミナー		ER夜間 研修		研修規定に基づく					
		off-JT			ミニレク チャー		㊦	必要時研修						

2. 専門研修連携施設

本研修プログラムの研修施設には、東京 ER を有し救急医療を担う高度専門病院（大型総合病院）として年間 1,100 例以上の手術件数を取り扱う都立多摩総合医療センター（Ⅱ型基幹施設）、都立墨東病院をはじめ都市型総合病院である都立広尾病院があります。リサーチマインド型研修施設として特定機能病院である東京大学医学部附属病院（Ⅰ型基幹施設）や栃木県の自治医科大学附属病院（Ⅰ型基幹病院）での研修が可能です。原則として自治医科大学附属病院での研修は自治医科大学卒業医の希望者を優先いたします。高度専門領域研修病院として、がん・感染症センター都立駒込病院、小児総合医療センターが連携施設です。地域医療の拠点施設（地域中核病院）には西島病院（静岡県）があります。神奈川県にある都市型中小病院として南大和病院での研修も可能で、幅広い連携施設を有します。自治医科大学卒業生には島嶼医療・僻地医療の施設として表 2 に示す施設があります。

表 5 研修プログラム修施設群

東京都 (5)		栃木県 (1)	
1	都立多摩総合医療センター	7	自治医科大学附属病院
2	東京大学医学部附属病院	静岡県 (1)	
3	都立広尾病院	8	西島病院
4	都立駒込病院	神奈川県 (1)	
5	都立墨東病院	9	南大和病院
6	都立小児総合医療センター		
島嶼僻地 (11) *			
10	利島村国保診療所	16	青ヶ島村国保青ヶ島診療所
11	新島村国保本村診療所	17	小笠原村立小笠原村診療所
12	新島村国保式根島診療所	18	小笠原村立小笠原村母島診療所
13	神津島村国保直営診療所	19	檜原村国保檜原診療所
14	三宅村国保直営中央診療所	20	奥多摩町国保奥多摩病院
15	御蔵島村国保直営御蔵島診療所		

* 自治医科大学卒業生に限る

3. 研修コースの具体例

本専門研修コースの具体例として表 6、7 のごとく、各施設の特徴（脊椎外科、関節外科、スポーツ医学、手外科、外傷、腫瘍）に基づいたコースの例を示しています。各専門研修コースは、各専攻医の希望を考慮し、個々のプログラムの内容や基幹施設・連携施設のいずれの施設からの開始に対しても対応できるような研修コースを作成しています。本研修プログラム流動単位は 5 単位ですが、流動単位では、必須単位以外にさらなる経験が必要と考えられる分野や、将来希望するサブスペシ

ヤリティ領域を重点的に研修することが可能です。小児の単位は必修ではありませんが、小児総合医療センターで小児の研修も可能です。

自治医科大学卒業医は、義務年限中の後期研修に相当する 3 年間の全てと、義務年限修了直後の大学研修半年間に加え、僻地派遣期間のうち半年間を地域研修単位として認定します。

表 6 研修コース(研修施設のローテーション例)

年度		専攻医 1	専攻医 2	専攻医 3	専攻医 4	専攻医(自治医卒)	
2017	4-6 月	多摩	広尾	墨東	広尾	多摩	
	7-9 月						
	10-12 月			地域			
	1-3 月						
2018	4-6 月	東京大学 (自治医科大学)	墨東	多摩	墨東	地域 (僻地派遣)	
	7-9 月						
	10-12 月	駒込	東京大学 (自治医科大学)				
	1-3 月	地域					
2019	4-6 月	広尾	地域	東京大学 (自治医科大学)	多摩	中断 (僻地派遣)	
	7-9 月		駒込				
	10-12 月	多摩	駒込	東京大学 (自治医科大学)			
	1-3 月						
2020	4-6 月	墨東	多摩	広尾	地域	広尾	
	7-9 月				駒込		
	10-12 月	自由選択	自由選択	自由選択	自由選択	駒込	
	1-3 月						
2021	4-6 月						中断 (僻地派遣)
	7-9 月						
	10-12 月						
	1-3 月						
2022	4-6 月						中断 (僻地派遣)
	7-9 月						
	10-12 月						
	1-3 月						
2023	4-6 月						墨東
	7-9 月						
	10-12 月						自治医科大学 (東京大学)
	1-3 月						
2024	4-6 月						自治医科大学 (東京大学)

表 7 施設ごとの取得可能単位(例)

	脊椎	上肢・手	下肢	外傷	リウマチ	リハビリ	スポーツ	地域	小児	腫瘍	流動	総計
都立多摩総合医療センター	1	3	3	3		2						12
都立広尾病院		3	3	2		1						9
都立墨東病院	1			1	3				2		2*	9
都立駒込病院	1									2		3
東京大学医学部附属病院	3						3					6
自治医科大学附属病院												
西島病院(地域研修)								3				3
総計	6	6	6	6	3	3	3	3	2	2	2	42

*この例では、5 単位の流動単位のうち 2 単位を都立墨東病院での研修にあてている。

さらに自由選択期間で 3 単位を取得し、合計 45 単位となる。

自治医科大学卒業医は、地域 6 単位・自由選択期間 0 単位となる。

Ⅲ. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の目標

1. 専門研修後の成果

整形外科研修プログラムを修了した専攻医は、あらゆる運動器に関する科学的知識と高い社会的倫理観を備え、さらに、進歩する医学の新しい知識と技能 を修得できるような幅広い基本的な臨床能力(知識・技能・態度)が身についた整形外科専門医となることが期待されます。また、同時に専攻医は研修期間中に以下の基本的診療能力(コアコンピテンシー)も習得するように努めなければなりません。

- 1) 患者への接し方に配慮し、患者や医療関係者とのコミュニケーション能力を磨くこと。
- 2) 自立して、誠実に、自律的に医師としての責務を果たし、周囲から信頼されること(プロフェッショナルリズム)。
- 3) 診療記録の適確な記載ができること。
- 4) 医の倫理、医療安全等に配慮し、患者中心の医療を実践できること。
- 5) 臨床から学ぶことを通して基礎医学・臨床医学の知識や技術を修得すること。
- 6) チーム医療の一員として行動すること。
- 7) 後進医師に教育・指導を行うこと。

2. 到達目標(修得すべき知識・技能・態度など)

1) 専門知識

専攻医は、整形外科研修カリキュラムに沿って研修し、医師として高い社会的倫理観と、整形外科専門医としてあらゆる運動器に関する科学的知識を涵養します。さらに、進歩する医学の新しい知識を修得できるように、幅広く基本的、専門的知識を修得します。専門知識習得の年次毎の到達目標を【別添資料 1】に示します。

2) 専門技能(診察、検査、診断、処置、手術など)

専攻医は、整形外科研修カリキュラムに沿って研修し、整形外科専門医としてあらゆる運動器に関する幅広い基本的な専門技能(診察、検査、診断、処置、治療、手術など)を身につけます。専門技能習得の年次毎の到達目標を【別添資料 2】に示します。

3) 学問的姿勢

臨床的な疑問点を見出して解明しようとする意欲を持ち、その解答を科学的に導き出し、論理的に正しくまとめる能力を修得することができることを一般目標とし、以下の行動目標を定めています。

- ① 経験症例から研究テーマを立案しプロトコルを作成できる。
- ② 研究に参考となる文献を検索し、適切に引用することができる。
- ③ 結果を科学的かつ論理的にまとめ、口頭ならびに論文として報告できる。
- ④ 研究・発表媒体には個人情報を含めないように留意できる。
- ⑤ 研究・発表に用いた個人情報を厳重に管理できる。
- ⑥ 統計学的検定手法を選択し解析できる。

さらに、本研修プログラムでは学術活動として下記 2 項目を定めています。

- ① 東京都整形外科集談会への参加(年 2 回)および同会での研究発表(3 年目まで年 1 回)。
- ② 外部の学会での発表(研修期間中 1 回以上)と論文作成(研修期間中 1 編以上)。

学術活動を行うにあたり、適正な研究倫理と正確な疫学的手法に基づく臨床研究の遂行が重要です。「人間を対象とする医学研究の倫理的原則(ヘルシンキ宣言)」を理解し、各研修施設の規定に基づき行うことが求められます。

4) 医師としての倫理性、社会性など

- ① 医師としての責務を自律的に果たし信頼されること(プロフェッショナリズム)

医療専門家である医師と患者を含む社会との契約を十分に理解し、患者、家族から信頼される知識・技能および態度を身につけます。本研修プログラムでは、指導医とともに患者・家族への診断・治療に関する説明に参加し、実際の治療過程においては受持ち医として直接患者・家族と接していく中で医師としての倫理性や社会性を理解し身につけていきます。

- ② 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全に配慮すること

整形外科専門医として、患者の社会的・遺伝学的背景もふまえ患者ごとに的確な医療を実践できること、医療安全の重要性を理解し事故防止、事故後の対応が規定に沿って実践できることが必要です。本研修プログラムでは、研修施設で義務付けられる職員研修(医療安全、感染、情報管理など)への参加を必須とします。また、インシデント、アクシデントレポートの意義、重要性を理解し、これを積極的に活用することを学びます。また、実際の診療においてインシデントやアク

シデントが生じた場合には、指導医とともに報告と速やかな対応を行い、その経験と反省を施設全体で共有し、安全な医療を提供することが求められます。

③ 臨床の現場から学ぶ態度を修得すること

臨床の現場から学び続けることの重要性を認識しその方法を身につけます。

本研修プログラムでは、個々の症例に対して、診断・治療の計画を立てて診療していく中で指導医とともに考え調べながら学ぶプログラムとなっています。毎週行われる症例検討会や術前・術後カンファレンスでは個々の症例から幅広い知識を取得し共有して深く学ぶことが出来ます。

④ チーム医療の一員として行動すること

整形外科専門医として、チーム医療の必要性を理解しチームのリーダーとして活動できること、的確なコンサルテーションができること、他のメディカルスタッフと協調して診療にあたる事ができることが求められます。本研修プログラムでは、個々の症例に対して、指導医とともに他のメディカルスタッフと議論・協調しながら、診断・治療の計画を立てて診療していく中でチーム医療を学ぶことができます。

⑤ 後進医師に教育・指導を行うこと

自らの診療技術、態度が後進の模範となり、また形成的指導が実践できること

指導医とともに学生や初期研修医および後輩専攻医に受け持ち患者を担当してもらい、チーム医療の一員として後進医師の教育・指導も担います。指導の一端を担うことで、教えることが自分自身の知識の整理につながることを理解していきます。

5) 経験目標(種類、内容、経験数、要求レベル、学習法および評価法等)

① 経験すべき疾患・病態

本研修プログラムは、東京都の救急システムの中心を担う東京 ER を有する3つの総合病院と、がん・腫瘍ならびに小児の2つの専門病院とにおいて研修を行うことで、3,300床を超えるスケールメリットと豊富な症例を生かした研修を行います。基幹施設および連携施設では症例を十分に経験しでき、施設での特徴を生かした症例や技能を広くより専門的に学ぶことができます。【別添資料3】に経験すべき疾患を示しました。

② 経験すべき診察・検査等

【別添資料3】に経験すべき診察・検査等の行動目標を示しました。尚、年次毎の到達目標は【別添資料2】の専門技能習得の年次毎の到達目標に示します。Ⅲ:診断基本手技、Ⅳ:治療基本手技については3年9か月間で5例以上経験することが求められています。

③ 経験すべき手術・処置等

【別添資料3】に明示した経験すべき手術・処置等の行動目標に沿って研修します。【別添資料3】に示した(A:それぞれについて最低5例以上経験すべき疾患、B:それぞれについて最低1例以上経験すべき疾患)疾患の中のものとします。

④ 地域医療の経験(病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など)

【別添資料3】の整形外科専門研修カリキュラムの中にある地域医療の項目に沿って周辺の医療施設との病病・病診連携の実際を経験します。

研修基幹施設である 都立多摩総合医療センターでも病診・病病連携の研修できますが、東京

以外の地域医療研修病院(西島病院)において 3 か月(3 単位)以上勤務して整形外科を含めた総合診療を経験できます。自治医科大学卒業医については、島嶼・僻地派遣期間のうち 6 か月を地域研修単位として認定します。

地域医療では、地域の医療資源や救急体制について把握し、地域の特性に応じた病診連携、病病連携のあり方について理解して実践し、在宅医療や緩和ケア専門施設などを活用したケアとその立案に関与します。

5) 学術活動

研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続により 30 単位を修得します。また、臨床的な疑問点を見出して解明しようとする意欲を持ち、その解答を科学的に導きだし、論理的に正しくまとめる能力を修得するため、研修期間中 1 回以上の学会発表、筆頭著者として研修期間中 1 編以上の論文を作成します。

東京都整形外科集談会への参加(年 2 回)、さらに同会での研究発表(3 年目まで年 1 回)を行うことにより、臨床研究に対する考え方を習得することができ、また学会発表に対する訓練を積むことができます。

6) 集合研修の実施 *

本プログラムでは、都立病院・(公財)東京都保健医療公社病院が基幹施設となっている全領域の専門研修プログラムと合同で、集合研修を実施します。

① 災害医療研修(1 年次)

ア) 災害医療の基礎概念を理解します。

イ) 災害現場初期診療、救護所内診療、搬送等を想定して、実践的な訓練を行います。

ウ) 災害現場での手技を修得します。

② 研究発表会(2 年次)

臨床研修、研究成果を学会に準じてポスター展示と口演により発表します。

③ 3 年次集合研修

3 年次に相応しい研修テーマを年度毎に選定して実施します。

* 自治医科大学卒業医については島嶼・僻地診療を考慮して運用します。

IV. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の方略

1. 臨床現場での学習

研修内容を修練するにあたっては、1 か月の研修を 1 単位とする単位制をとり、全カリキュラムを 10 の研修領域に分割し、基幹施設および連携施設をローテーションすることで、それぞれの領域で定められた修得単位数以上を修得し、3 年 9 か月間で 45 単位を修得する修練プロセスで研修します。

本研修プログラムにおいては手術手技を 160 例以上経験し、そのうち術者としては 80 例以上を経験することができます。尚、術者として経験すべき症例 については、術前術後カンファレンスにおいて手術報告をすることで、手技および手術の方法や注意点を深く理解し、整形外科的専門技能の

習得を行います。指導医は上記の事柄について、責任を持って指導します。

2. 臨床現場を離れた学習

日本整形外科学会学術集会時に教育研修講演(医療安全、感染管理、医療倫理、指導・教育、評価法に関する講演を含む)に参加します。また関連学会・研究会において日本整形外科学会が認定する教育研修会、各種研修セミナーで国内外の標準的な治療および先進的・研究的治療を学習します。都立多摩総合医療センターの臨床研究・教育研修センターでは、海外研修派遣や資格の取得を積極的に応援しています。

また、自治体病院協議会の主催する臨床研修指導医講習会やがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会に参加をすることが求められます。

3. 自己学習

日本整形外科学会や関連学会が認定する教育講演受講、日本整形外科学会が作成する e-learning や Teaching file などを活用して、より広く、より深く学習することができます。日本整形外科学会作成の整形外科卒後研修用 DVD、自己学習のためのウェブサイト(例:Medscape orthopedics)等を利用することにより、診断・検査・治療等についての教育を受けることもできます。

4. 専門研修中の年度毎の知識・技能・態度の修練プロセス

整形外科専門医としての臨床能力(コンピテンシー)には、専門的知識・技能だけでなく、医師としての基本的診療能力(コアコンピテンシー)が重要であることから、どの領域から研修を開始しても基本的診療能力(コアコンピテンシー)を身につけさせることを重視しながら指導し、さらに専攻医評価表を用いてフィードバックをすることによって基本的診療能力(コアコンピテンシー)を早期に獲得することを目標とします。

- 1) 具体的な年度毎の達成目標は、【別添資料 1】専門知識習得の年次毎の到達目標及び【別添資料 2】:専門技能習得の年次毎の到達目標に示します。
- 2) 整形外科の研修で修得すべき知識・技能・態度は、骨、軟骨、筋、靱帯、神経などの運動器官を形成するすべての組織の疾病・外傷・加齢変性を対象とし、専門分野も解剖学的部位別に加え、腫瘍、リウマチ、スポーツ、リハビリ等多岐に渡ります。この様に幅広い研修内容を修練するにあたっては、研修方略【別添資料 6】に従って 1 か月の研修を 1 単位とする単位制をとり、全カリキュラムを 10 の研修領域に分割し、それぞれの領域で定められた修得単位数以上を修得し、3 年 9 か月間で 45 単位を修得する修練プロセスで研修します。研修コースの具体例は上に表 6、7 に示した通りです。

V. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修の評価

1. 形成的評価

1) フィードバックの方法とシステム

専攻医は、各研修領域修了時および研修施設移動時に日本整形外科学会が作成したカリキュラム成績表【別添資料 7】の自己評価欄に行動目標毎の自己評価を行います。また指導医評価表【別添資料 8】で指導体制、研修環境に対する評価を行います。指導医は、専攻医が行動目標の自己評価を終えた後にカリキュラム成績表【別添資料 7】の指導医評価欄に専攻医の行動目標の達成度を評価します。尚、これらの評価は日本整形外科学会が作成した整形外科専門医管理システムからウェブ入力します。指導医は抄読会や勉強会、カンファレンスの際に専攻医に対して教育的な建設的フィードバックを行います。

2) 指導医層のフィードバック法の学習(FD)

指導医は、日本整形外科学会が行う指導医講習会等を受講してフィードバック法を学習し、より良い専門医研修プログラムの作成に努めています。指導医講習会には、フィードバック法を学習するために「指導医のあり方、研修プログラムの立案(研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成)、専攻医、指導医及び研修プログラムの評価」などが組み込まれています。

2. 総括的评价

1) 評価項目・基準と時期

専門専攻研修 4 年目の 12 月に研修期間中の研修目標達成度評価報告と経験症 例数報告をもとに総合的評価を行い、専門的知識、専門的技術、医師としての倫理性、社会性などを習得したかどうかを判定します。

2) 評価の責任者

年次毎の評価は専門研修基幹施設や専門研修連携施設の専門研修指導医が行います。専門研修期間全体を通しての評価は、専門研修基幹施設の研修プログラム統括責任者が行います。

3) 修了判定のプロセス

研修基幹施設の整形外科研修プログラム管理委員会において、各専門研修連携施設の指導管理責任者を交えて修了判定を行います。修了認定基準は、下記項目の全てを満たしていることです。

ア) 各修得すべき領域分野に求められている必要単位を全て満たしていること

(専攻医獲得単位報告書【別添資料 9】を提出)。

イ) 行動目標のすべての必修項目について目標を達成していること。

ウ) 臨床医として十分な適性が備わっていること。

エ) 研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続きにより 30 単位を修得していること。

オ) 1 回以上の学会発表、筆頭著者として 1 編以上の論文があること。

4) 他職種評価

専攻医に対する評価判定に他職種(看護師、技師等)の医療従事者の意見も 加えて医師としての全体的な 360° 評価を行い専攻医評価表【別添資料 10】に記入します。専攻医評価表には指導医名以外に医療従事者代表者名を記入します。

VI. 都立多摩総合医療センター施設群整形外科 東京医師アカデミー専門研修プログラムの施設群

1. 専門研修基幹施設

東京都立多摩総合医療センターが専門研修基幹施設となります。

2. 専門研修連携施設

本研修プログラムの施設群を構成する以下連携病院は下表の 20 施設です。うち島嶼僻地の 11 施設は自治医科大学卒業生の研修施設となります。

東京都内の総合病院と地域医療では静岡県の中核病院をローテーションするプログラムです。

(＊は独自のプログラムを持つ I 型基幹施設)

神奈川県の中小病院で郊外における地域医療研修を選択することもできます。

3. 専門研修施設群

都立多摩総合医療センターと連携施設により専門研修施設群を構成します(表 5)。ただし、原則として、リサーチマインド型基幹施設の研修先は、東京都専門研修プログラム生は東京大学、自治医科大学卒業医は自治医科大学となります。

4. 専門研修施設群の地理的範囲

本研修プログラムの専門研修施設群は主に東京都内(図 1)にあり、地域研修は静岡県沼津市の西島病院で(図 2)で行うことができます。中小病院として神奈川県連携施設を選択することもできます。自治医科大学卒業医が義務として派遣される東京都内の僻地医療機関も、連携施設(表 2)となっています。



図 1 東京大学および都立病院 東京都ウェブサイトから改変

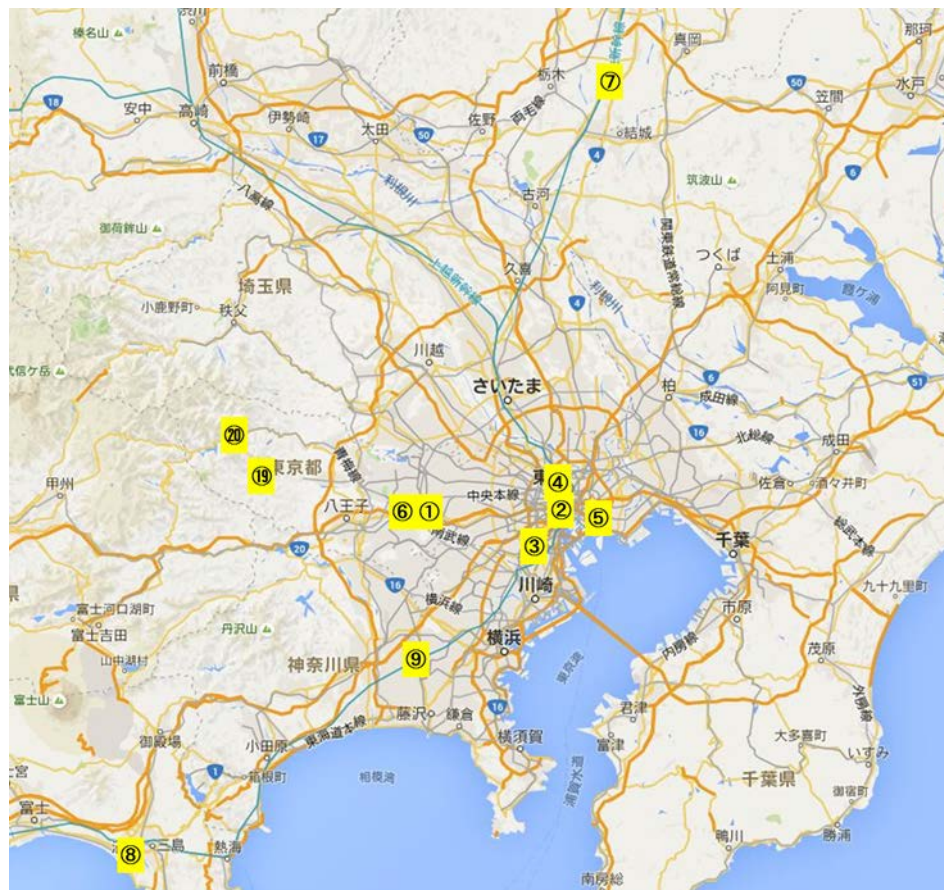


図 2 専門研修施設群 Google map を改変

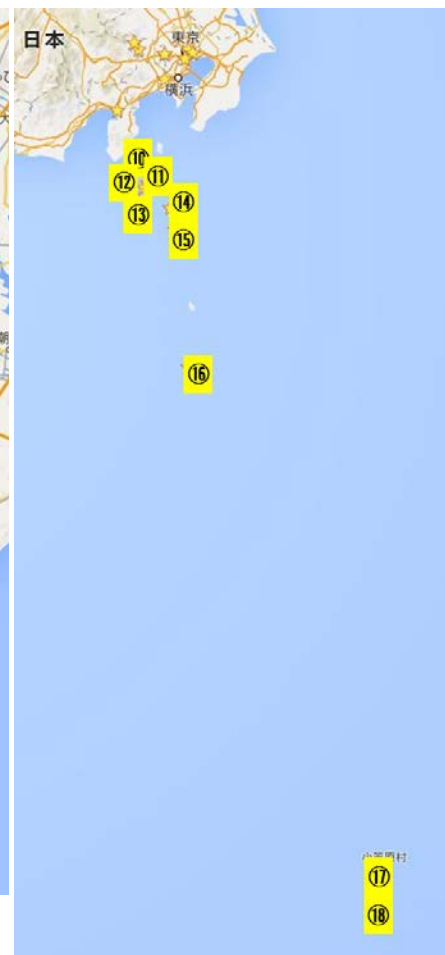


図 3 島嶼診療所 Google map を改変

VII. 専攻医受入数

各専攻医指導施設における専攻医総数の上限(4 学年分)は、当該年度の指導医数×3 で、一人の指導医が1 学年で複数名担当はしないことになっています。各研修プログラムにおける専攻医受け入れ可能人数は、専門研修基幹施設および連携施設の受入れ可能人数を合算したものです。またプログラム参加施設の合計の年間の新患症例数、年間の手術件数、指導医数専攻医研修の実績で数が規定されます。プログラム全体での症例の合計数は、(年間新患数が 500 例、年間手術症例を 40 例)×専攻医数とされています。

この基準に基づき、複数のプログラムとの按分をすると、専門研修基幹施設である都立多摩総合医療センター整形外科と専門研修連携施設全体の指導医数は 11.26 名、各プログラムとの按分後年間新患按分数 11,099 名、年間手術件数按分数は 2,451 件と十分な指導医数・症例数を有しますが、本研修プログラムでは量ともに 十分な指導を提供するために 1 学年毎に 5 名、4 学年で最大 20 名を受入数とします。

VIII. 地域医療・地域連携への対応

1. 地域医療の連携施設

整形外科専攻医制度は、地域の整形外科医療を守ることを念頭においています。地域医療研修病

院における外来診療および二次救急医療に従事し、主として一般整形外科外傷の診断、治療、手術に関する研修を行います。また地域医療研修病院における周囲医療機関との病病連携、病診連携を経験・習得します。

本研修プログラムでは、静岡県沼津市の西島病院に 3 か月(3 単位)以上勤務することによりこれを行います。

医療法人社団親和会・西島病院は、静岡県沼津市大岡に西島脳神経外科病院として 1981 年 12 月 1 日に開設されました。現在は病床数 150 床 (ICU6 床・CCU7 床・HCU12 床 含む)の病院で、脳神経外科、神経内科、心臓血管外科、循環器内科、整形外科、リウマチ科、消化器内科、放射線科、外科、内科、麻酔科、リハビリテーション科、脳ドックの診療を行っており、整形外科の 2014 年 1 月～12 月の手術件数は 824 件の地域中核病院です。同院の指導医とは長年にわたり交流があり、円滑に連携することができます。

2. 地域において指導の質を落とさないための方法

地域医療研修病院の指導医には整形外科研修プログラム管理委員会が指定した指導医との勉強会、カンファランス、ウェブ会議などの機会を設け、指導医に非常勤で外来診療や手術指導をうけるなど密接な連携をとります。整形外科卒後教育研修セミナーの参加を義務付け、自らが指導する専攻医の集談会あるいは学会への参加を必須としています。また、研修関連施設の指導医は、研修プログラム管理委員会に参加するとともに、自らが指導した専攻医の評価報告を行います。同時に、専攻医から研修プログラム管理委員会に提出された指導医評価表に基づいたフィードバックを受けることになります。

自治医科大学卒業医の地域研修は僻地医療機関にて行われるため、研修の質を保つために以下の工夫を行います。

- 1) 画像伝送システム等を用いて診療を支援します。
- 2) 都立病院のカンファレンスには毎週ウェブ参加し、カンファレンスノートを作成します。ここで症例の相談をすることもできます。
- 3) ジャーナルレビューを毎週作成し、指導医に提出します。文献検索の方法や、論文の批判的吟味について学習します。
- 4) 整形外科地域医療を題材にした臨床研究を行います。これについては、自治医科大学の地域医療支援チーム(Clinical Research Support Team in JMU)の指導を受けることもできます。

なお、僻地派遣期間の大部分は専門研修を中断することになりますが、その間も自己研鑽を行うべきであることは言うまでもありません。また、少人数での医療における危機管理能力や、地域住民とのコミュニケーションについて学ぶ最善の機会であるので、最大限努力してください。

IX. サブスペシャリティ領域との連続性について

本研修プログラムでは各指導医が脊椎・脊髄外科、関節外科、スポーツ医学、外傷、手外科等のサブスペシャリティを有しています(表 8)。専攻 医が興味を有し将来指向する各サブスペシャリティ領域については、指導医のサポートのもとより深い研修を受受けことができます。都立多摩総合医療センターでの専門領域外来を表 9 に示しました。

なお、本研修プログラムでは専攻医のサブスペシャリティ領域の症例経験や学会参加を強く推奨しています。

表 8 各病院の年間新患者と手術件数(再掲)および研修可能領域

施設名称	新患者数 (2014)	手術数(2014)									研修可能 領域*
		脊 椎	上 肢・手	下 肢	外 傷	リ ウ マ チ	ス ポ ー ツ	小 児	腫 瘍	計	
都立多摩総合医療センター	4,500	60	164	261	487	103	76	10	15	1,176	1,2,3,4,5,6,8
都立広尾病院	4,596	61	268	177	288	0	20	74	13	901	1,2,3,4,6,7,8
都立墨東病院	4,324	78	47	156	685	134	10	35	10	1,155	1,2,3,4,5,6,7
都立駒込病院	1,836	168	35	95	49	9	0	0	354	703	1,2,3,4,5,8
都立小児総合医療センター	1,421	0	0	0	139	0	0	308	14	461	7
東京大学医学部附属病院	1,912	251	255	297	174	65	138	19	100	1,299	1,2,3,4,5,6,7,8
自治医科大学附属病院	2,712	106	53	59	103	29	44	20	20	434	1,2,3,4,5,6,7,8
西島病院(地域研修)	1,479	280	103	44	99	0	283	0	15	824	3,地域
南大和病院	1,747	6	9	31	1	0	0	0	0	47	3
島嶼・僻地施設合計	2,383	0	0	0	0	0	0	0	0	0	地域
総計	26,910	1,010	934	1,120	2,025	340	571	466	541	7,007	

*1.脊椎 2. 上肢・手 3. 下肢 4. 外傷 5. リウマチ 6. スポーツ 7. 小児 8. 腫瘍

表 9 都立多摩総合医療センターの専門領域外来(2015 年)

専門外来	月	火	水	木	金
脊椎・脊髄病外科					
手の外科					
股関節外科					
膝関節外科					
難治性骨折・外傷					
創外固定・脚延長					
リウマチ外科					
スポーツ					
リハビリテーション					
骨粗鬆症					

X. 整形外科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

傷病、妊娠、出産、育児、その他やむを得ない理由がある場合の休止期間は合計 6 か月間以内とします。限度を超えたときは、原則として少なくとも不足期間分を追加履修することになります。疾病の場合は診断書の、妊娠・出産の場合はそれを証明するものの添付が必要です。留学、診療実績のない大学院の期間は研修期間に組み入れることはできません。また研修の休止期間が 6 か月を超えた場合には、専門医取得のための専門医試験受験が 1 年間遅れる場合もあります。研修プログラムの移動に際しては、移動前・後のプログラム統括責任者及び整形外科領域の研修委員会の同意が必要です。

自治医科大学卒業医は、義務による僻地派遣期間のうち研修とみなされる半年間を除き、研修を中断することになります。

XI. 研修プログラムを支える体制

1. 研修プログラムの管理運営体制

基幹施設である 都立多摩総合医療センターにおいては、指導管理責任者(プログラム統括責任者を兼務)および指導医の協力により、また専門研修連携施設においては指導管理責任者および指導医の協力により専攻医の評価体制を整備します。研修プログラムの管理には添付した日本整形外科学会が作成した指導医評価表や専攻医評価表などを用いた双方向の評価システムにより、互いにフィードバックすることから研修プログラムの改善を行います。

上記目的達成のために都立多摩総合医療センターに研修プログラムと専攻医を統括的に管理する整形外科研修プログラム管理委員会を置き、年に一度開催します。

2. 基幹施設(東京都立多摩総合医療センター)の役割

- 1) 東京都病院経営本部および福祉保健局と密接な連絡体制をとり以下のことを行います。
- 2) 研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および専門研修連携施設を統括します。
- 3) 環境を整備し、専攻医が整形外科の幅広い研修領域が研修でき、研修修了時に修得すべき領域の単位をすべて修得できるような専門研修施設群を形成します。
- 4) 整形外科研修プログラム管理委員会を中心として、専攻医と連携施設を統括し、研修プログラム全体の管理を行います。
- 5) 整形外科専門研修管理プログラム委員会において、専攻医の最終的な研修修了判定を行いません。
- 6) 各専門研修施設が担当可能な修得すべき領域と単位、および指導医名をプログラムに明示します。

3. 専門研修指導医の基準

専門研修認定施設に勤務し、整形外科専門医の資格を 1 回以上更新し、なおかつ日本整形外科学会が開催する指導医講習会を 5 年に 1 回以上受講している整形外科専門医です。その指導医講習会には、以下に掲げる項目のいくつかがテーマとして含まれます。

- 1) 新たな専門医制度における研修
- 2) 医療の社会性
- 3) 患者と医師との関係
- 4) 医療面接
- 5) 医療安全管理
- 6) 地域保健・医療
- 7) 指導医の在り方
- 8) 研修プログラムの立案(研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成)
- 9) 専攻医、指導医及び研修プログラムの評価
- 10) その他専門医研修に必要な事項

4. プログラム管理委員会の役割と権限

都立多摩総合医療センターにおいて整形外科研修プログラムと整形外科専攻医を統括的に管理する整形外科研修プログラム管理委員会を設置します。整形外科研修プログラム管理委員会は、次に掲げる者が構成員となります。

- 1) 整形外科研修プログラム統括責任者(基幹病院の指導管理責任者が兼務)。
- 2) 研修連携施設の指導管理責任者。

整形外科研修プログラム管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、専攻医の管理及び専攻医の採用・中断・修了の際の評価等専門医研修の実施の統括管理を行います。整形外科研修プログラム管理委員会は研修の評価及び認定において、必要に応じて指導医から各専攻医の研修進捗状況について情報提供を受けることにより、各専攻医の研修進捗状況を把握、評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう、整形外科研修プログラム統括責任者や指導医に指導・助言する等、有効な研修が行われるよう配慮します。研修プログラム管理委員会は、専攻医が専門医研修を継続することが困難であると認める場合には、当該専攻医がそれまでに受けた専門医研修に係る当該専攻医の評価を行い、管理者に対し、当該専攻医の専門医研修を中断することを勧告することができます。研修プログラム管理委員会は、専攻医の研修期間の修了に際し、専門医研修に関する当該専攻医の評価を行い、管理者に対し当該専攻医の評価を報告します。整形外科研修プログラム管理委員会の責任者である研修プログラム統括責任者が、整形外科研修プログラム管理委員会における評価に基づいて、専攻医の最終的な研修修了判定を行いません。

5. プログラム統括責任者の基準、および役割と権限

1) 基準

整形外科領域における十分な診療経験と教育指導能力を有し、所定の整形外科診療および整形外科研究に従事した期間、業績、および研究実績を満たす整形外科医。具体的に以下のすべての基準を満たす必要があります。

- ① 整形外科専門研修指導医の基準を満たす整形外科専門医。
- ② 医学博士号またはピアレビューを受けた英語による筆頭原著論文 3 編を有する者。

2) 役割・権限

- ① 専門研修基幹施設における研修プログラム管理委員会の責任者で、プログラムの作成、運営、管理を担います。
- ② 研修プログラムの管理・遂行や専攻医の採用・修了判定につき最終責任を負います。

6. 連携施設での委員会組織

連携施設において指導医、専攻医の研修に関わる関連職種の責任者等から構成する連携施設研修プログラム管理委員会を設置して、有効な研修が行われるよう指導体制や内容の評価を行います。

7. 労働環境、労働安全、勤務条件

労働環境、労働安全、勤務条件等は各都立病院や専門研修連携施設の病院規定に基づきます。

- 1) 研修施設の責任者は専攻医のために適切な労働環境の整備に努めます。
- 2) 研修施設の責任者は専攻医の心身の健康維持に配慮します。
- 3) 過剰な時間外勤務を命じないようにします。
- 4) 施設の給与体系を明示し、3年9か月間の研修で専攻医間に大きな差が出ないように配慮します。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従います。さらに、専攻医の心身の健康維持への配慮、当直業務と夜間診療業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養などについて、勤務開始の時点で説明を行います。

総括的評価を行う際、専攻医および指導医は専攻医指導施設に対する評価も行い、その内容は都立多摩総合医療センター整形外科専門研修管理委員会に報告されますが、そこには労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容が含まれます。

XII. 専門研修実績記録システム、マニュアル等の整備

1. 実績および評価を記録し、蓄積するシステム

原則として別添資料の日本整形外科学会が作成した整形外科専門医管理システムを用いて整形外科専門研修カリキュラムの自己評価と指導医評価及び症例登録をウェブ入力で行います。日本整形外科学会非会員は、紙評価表を用います。

2. 人間性など医師としての適性の評価

指導医は別添の研修カリキュラム「医師の法的義務と職業倫理」の項で医師としての適性を併せて指導し、整形外科専攻医管理システムにある専攻医評価表【別添 10】に入院患者・家族とのコミュニケーション、医療職スタッフとのコミュニケーション、全般的倫理観、責任感を評価します。

3. プログラム運用マニュアル・フォーマット等の整備

日本整形外科学会が作成した①整形外科専攻医研修マニュアル【別添資料 13】、②整形外科指導医マニュアル【別添資料 12】、③専攻医取得単位報告書【別添資料 9】、4. 専攻医評価表【別添資料

10】、⑤指導医評価表【別添資料 8】、⑥カリキュラム成績表【別添資料 7】を用います（日本整形外科学会ホームページ参照。<http://www.joa.or.jp/>）③、④、⑤、⑥は整形外科専攻医管理システムを用いてウェブ入力することが可能です。日本整形外科学会非会員の場合、紙評価表、報告書を用います。

1) 専攻医研修マニュアル

日本整形外科学会が作成した整形外科専攻医研修カリキュラム【別添資料 13】参照。自己評価と他者（指導医等）評価は、整形外科専攻医管理システムにある④専攻医評価表【別添資料 10】、⑤指導医評価表【別添資料 8】、⑥カリキュラム 成績表【別添資料 7】を用いて ウェブ入力します。

2) 指導者マニュアル

日本整形外科学会が作成した別添の整形外科指導医マニュアル【別添資料 12】を参照してください。

3) 専攻医研修実績記録フォーマット

整形外科研修カリキュラム【別添資料 7】の行動目標の自己評価、指導医評価及び経験すべき症例の登録は日本整形外科学会の整形外科専攻医管理システムを用いて ウェブフォームに入力します。非学会員は紙入力で行います。

4) 指導医による指導とフィードバックの記録

日本整形外科学会の整形外科専攻医管理システムにある専攻医評価表、指導医評価表 ウェブフォームに入力することで記録されます。尚、非学会員は紙入力で行います。

5) 指導者研修計画(FD)の実施記録

指導医が、日本整形外科学会が行う指導医講習会等を受講すると指導医に受講証明書が交付されます。指導医はその受講記録を整形外科研修プログラム管理委員会に提出し、同委員会はサイトビジットの時に提出できるようにします。受講記録は日本整形外科学会でも保存されます。

XIII. 研修プログラムの評価と改善

1. 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価

日本整形外科学会が作成した指導医評価表を用いて、各ローテーション終時（指導医交代時）に専攻医による指導医や研修プログラムの評価により研修プログラムの改善を継続的に行います。専攻医が指導医や研修プログラムに対する評価を行うことで不利益を被ることがないように保証します。

2. 専攻医等からの評価（フィードバック）をシステム改善につなげるプロセス

専攻医は、各ローテーション修了時に指導医や研修プログラムの評価を行います。その評価は研修プログラム統括責任者が報告内容を匿名化して研修プログラム管理委員会に提出、研修プログラム管理委員会では研修プログラムの改善に生かすようにするとともに指導医の教育能力の向上を支援します。

3. 研修に対する監査（サイトビジット等）・調査への対応

研修プログラムに対する日本専門医機構など外部からの監査・調査に対して研修プログラム統括

責任者および研修連携施設の指導管理責任者ならびに専門研修指導医及び専攻医は真摯に対応し、プログラムの改良を行います。研修プログラム更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構の整形外科研修委員会に報告します。

XIV. 専攻医の採用と修了

1. 応募資格

初期臨床研修修了見込みの者であること。

2. 採用方法

基幹施設である都立多摩総合医療センター整形外科に置かれた整形外科研修プログラム管理委員会が、整形外科研修プログラムを日本専門医機構や日本整形外科学会ホームページに公示し、印刷物により毎年公表します。各都立病院は病院見学を随時受け入れています。毎年 6 月頃より説明会などを複数回行い、整形外科専攻医を募集します。

翌年度のプログラムへの応募者は、東京都多摩総合医療センター臨床研修支援室宛に、所定の形式の『東京都整形外科研修プログラム応募申請書』および履歴書を提出します。

申請書は以下のいずれのウェブサイトからも入手可能です。

1) 東京医師アカデミー

(<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/academy/>)

2) 都立多摩総合医療センター

(<http://www.fuchu-hp.fuchu.tokyo.jp/>)

原則として 9 月に第一回の書類選考および面接を行い、一定期間内に採否を決定して本人に文書で通知します。応募者および選考結果については 都立多摩総合医療センター整形外科研修プログラム管理委員会において報告します。専攻医はその期間中一つの研修プログラムだけを受験でき、採用期間中に複数領域の応募をすることは認められません。採用に至らなかった専攻医については、2016 年末までに再度選考が行われます。

3. 修了要件

- 1) 各修得すべき領域分野に求められている必要単位を全て満たしていること。
- 2) 行動目標のすべての必修項目について目標を達成していること。
- 3) 臨床医として十分な適性が備わっていること。
- 4) 研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続により 30 単位を修得していること。
- 5) 1 回以上の学会発表を行い、また筆頭著者として 1 編以上の論文がある こと。

以上 1)～5)の修了認定基準をもとに、専攻研修 4 年目の 12 月に、都立多摩総合医療センターの整形外科研修プログラム管理委員会において、各専門研修連携施設の指導管理責任者を交えて修了判定を行います。自治医科大学卒業医については、別途判定を行います。